

はむら演劇祭 ～ひろげようイマジネーション～

内 容	日 時	会 場	備 考
演劇企画くすのき 「むかしむかしでぐるーりぐるり」	4月1日(土) ①午後1時30分開場 / 午後2時開演 ②午後5時30分開場 / 午後6時開演	小ホール	入場料 1500 円 (全席自由)
テアトル・ド・十夢(とむ) 人形劇「おたまじゃくし海へ行く」	4月2日(日) 午前10時30分開場 / 午前11時開演	小ホール	入場無料 (全席自由)
人形劇団ひとみ座 「大どろぼうホッツェンプロッツ」	4月2日(日) 午後6時開場 / 午後6時30分開演	小ホール	入場料 前売り 1800 円 当日 2000 円
劇団風の子「風の子バザール」	4月5日(水) 午後5時30分開場 / 午後6時開演	小ホール	入場料 1500 円 (全席自由)
劇団みかづき 遊人(ゆうと) 「Moonlight Carnival ～月の雫の伝説 は 遠き羽村の水の調べ～」	4月8日(土) 午後1時30分開場 / 午後2時開演	大ホール	入場無料 (全席自由)

展 示

期間中(第1期)毎日展示しています。

並木恒延「うるしの世界」

羽村市出身の漆芸家並木恒延さんの作品を展示します。

会 場 展示室

1万人のはがき絵展

市民の皆さんから募集したはがき絵を学習室などの壁面に展示します。※はがき絵展の作品は3月20日(月)まで受け付けています。

市民作品展

絵画や陶芸など多彩な作品を展示します。

会 場 創作室1

学校美術部作品展

市内中学校・高校の美術部員の作品を展示します。

会 場 学習室1A、B

はむら郷土展

文豪中里介石山の「大菩薩峠」を書や朗読で表現したり、「羽村いろはかるた」を書で展示します。

会 場 講座室2

羽村市モニュメント写真展

市内の公園などに点在するモニュメントの写真展です。

会 場 学習室2

※期間中はロビーなどを華道会の皆さんによるいけばなで装飾します。

恐竜の展示

(株)ココロの本物そっくりの恐竜

「トリケラトプス」がやってくる！土・日曜日にはこの恐竜に乗ることが出来ます(小学生以下)。

日 時 3月26日(日)～4月9日(日)

午前10時～午後5時

会 場 1階ロビー

ダンスコンテスト DANCE DANCE DANCE 2006

大人気のヒップホップを中心にしたダンスコンテストです。

日 時 4月9日(日)午後2時から
(午後1時30分開場)

会 場 大ホール
※入場無料(全席自由)

ゆとろぎ開館記念茶会

期間中の土・日曜日には、茶会会の皆さんによる記念茶会が行われます。

日 時 4月1日(土)・2日(日)・

8日(土)・9日(日)午前10時～

午後5時

会 場 和室

期間中に、トンボ玉や陶芸、マジックなど体験教室も開催します。詳しくは生涯学習課までお問い合わせください。
また、祝賀祭第2期はゴールデンウィーク期間中に開催予定です。詳しくは広報はむら4月15日号をご覧ください。

問合せ 生涯学習課 ☎ 570-0707

羽村市生涯
ゆとろぎ
学習センター

お知らせ

CONTENTS

- 4月から介護保険の仕組みが変わります
- 中学生の職場体験受け入れ協力者を募集しています
- 市役所は、土・日曜日も窓口の一部を開庁しています
- 多摩・島しょ子ども体験塾 親子で楽しむオーケストラ「絵本で聴く魔法の音楽会」
- 引越しシーズンのごみ（用品）の出し方
- 集合住宅専用容器の配布を廃止します
- 粗大ごみの出し方
- 高齢者軽度生活援助事業の新規受付を終了します
- 羽村市訪問介護利用者助成事業の新しい方
- 親受付を終了します
- 水道・下水道使用料金の助成金（12月～3月分）を支給します
- 国民年金保険料が4月から変更になります
- 国民年金学生納付特例制度の手続きをお忘れなく！
- 忘れていませんか
- 交通災害共済（ちよこつと共済）に加入しましょう
- 羽村市の水道は安全です
- 水道水中の内分沁かく乱物質水質調査結果
- コミュニティバスはむらん運営推進懇談会を設置しました
- 交通安全講習会
- 春の西伊豆へ出かけませんか
- 郷土博物館企画展『くらしを支えた椀倉と膳椀組合』
- 図書館開館5周年記念事業
- 平成17年度羽村市学校アンケートがまとまりました
- 教育委員会定例会結果報告
- スイミングセンターが指定管理者による管理運営に移行します
- なわとび大会結果
- ゆとりぎ市民講座（パソコン＆Word入門）
- 社会福祉協議会から
- 官公署から

INFORMATION

4月から 介護保険の仕組みが変わります

平成18年4月から、介護保険法が改正されます。特に、新たなサービスとして、状態の軽減・悪化防止に効果的な予防給付（新予防給付）が創設され、「要支援1」「要支援2」と認定された方は、現行サービスを見直した「介護予防サービス」や、運動器の機能向上などを目指した新しいサービスをご利用いただけるようになります。





介護や支援が必要な 65 歳以上の方
(40 ～ 64 歳の方は特定疾病該当者のみ)



要介護認定の申請
(介護が必要か、支援が必要かを調査・審査します)



認定結果

現行

軽度 ← → 重度

非該当	要支援	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
-----	-----	-------	-------	-------	-------	-------



軽度 ← → 重度

非該当	要支援 1	1 要介護 2 要支援	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
-----	-------	----------------	-------	-------	-------	-------



要支援 1・2 の方

介護保険の介護予防サービス
(新予防給付) を利用できます

- 日常生活の一部に介助が必要だが、適切にサービスを利用すれば改善する見込みの高い方が対象です。

要介護 1～5 の方

介護保険の介護サービス
(介護給付) を利用できます

- 日常生活において介助を必要とする度合いの高い方が対象（従来の介護サービス）です。



ケアプラン（介護予防サービス計画）の
作成（介護予防ケアマネジメント）

- 地域包括支援センターで保健師が中心となってケアプランを作成します。

ケアプラン（介護サービス計画）の
作成（ケアマネジメント）

- 居宅介護支援事業所のケアマネジャーがケアプランを作成します。

■ 4月から介護保険の仕組みが変わります ■

要介護認定が変わります

要介護状態の区分が、従来の6段階から7段階になります

従来は要支援、要介護1～5の6段階でしたが、要支援1・2、要介護1～5の7段階になります。

要介護1は、要支援2（新予防給付対象者）と要介護1（介護給付対象者）に分かれます。

※現在要介護1の方は、更新申請の際に審査判定します。

新予防給付の対象となるのは、サービスの利用によって心身の状態が改善する可能性が高いと判断される方です。

介護給付の対象となるのは、認知症の進行や疾病や外傷により心身の状態が不安定な方です。

特定疾病に新たに末期がんが加わります

40歳から64歳の方（第2号被保険者）が要介護認定を受けるためには、特定疾病によることが要件とされていますが、この特定疾病に末期がんが加わります。

特定疾病

老化が原因とされる病気で、初老期における認知症や脳血管疾患などがあります。

介護予防サービスとは

要支援1・2の方が対象となります（新予防給付）

介護予防サービス（新予防給付）は、要支援1・2の方が対象となり、新たなサービスとして、運動器の機能向上・栄養改善・口腔機能向上などのメニューが加わります。また、訪問介護サービスについても見直されます。

ケアプラン（介護予防サービス計画）は原則、地域包括支援センターが作成します

今まで、介護保険サービスを利用する方は、居宅介護支援事業所のケアマネジャーにケアプランの作成を依頼していましたが、新予防給付の方（要支援1・2）は、原則、地域包括支援センターで作成します。

地域包括支援センターとは

地域包括支援センターは、高齢者の方が住みなれた地域での生活を継続できるよう支えていくための拠点として、設置するものです。

ここでは、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士などの職員が、高齢者や介護をしているご家族などへの総合的な支援を行います。



私たちが、高齢の方の地域での生活をサポートします

問合せ

要介護認定に関すること

▽高齢福祉介護課介護認定係

地域包括支援センターについて

▽高齢福祉介護課在宅介護支援センター係

保健師

要支援1・2と認定された方や、生活機能の低下のおそれがあると判定された方の介護予防ケアマネジメント（ケアプランの作成など）を行います。

主任ケアマネジャー

ケアマネジャーの方への相談・助言、地域でのネットワークづくりのサポート、関係機関との調整などを行います。

社会福祉士

総合的な相談対応、専門機関への相談支援、さまざまなサービスとの連携、虐待防止や権利擁護に関する相談に対応します。